

2 次期「大阪市教育振興基本計画」の策定について

(1) 策定手続

① 現行計画において行った策定手続

○大阪市教育振興基本計画策定有識者会議の開催

- ・有識者については、市長及び教育委員会が委嘱（教育行政基本条例第4条第5項）
- ・有識者は6名（経済学、発達心理学、教育学、府立高等学校長、産業界）
- ・市長と教育委員との意見交換を踏まえ、協議

○パブリックコメントの実施

○市会での説明聴取、議決

- ・文経委員協議会（改訂素案の説明聴取、改訂素案の審議）
- ・2月3日市会に計画案を提出、議決

② 次期計画において検討すべき項目

・有識者からの意見聴取の方法

有識者会議は設置せず、総合教育会議において、市長と教育委員会で協議し、有識者からの意見聴取を行いながら、計画案を策定（事務局提案）

・有識者の人選方法、専門分野など

専門分野（例）幼児教育、子どもの貧困、学校教育、生涯学習、英語教育等

(2) スケジュール

① 現行計画の策定経過

- 24年8月7日 市長と教育委員との意見交換（改訂の基本的考え方）
- 8月28日 第1回有識者会議（改訂の基本的考え方、考慮すべき要素）
- 10月2日 第2回有識者会議（基本的な目標、施策の大綱）
- 11月6日 第3回有識者会議（基本的な目標、施策の大綱）
- 11月27日 教育委員会議（改訂素案の議決）
- 12月5日～1月4日 パブリックコメントの実施
- 12月18日 市会文経委員協議会（改訂素案の説明聴取）
- 25年1月8日 市長と教育委員の意見交換
- 1月17日～23日 有識者会議委員から意見聴取
- 1月25日 市会文経委員協議会（改訂素案の審議）
- 1月29日 教育委員会議（計画案の議決）
- 1月31日 大阪市戦略会議（計画案を一部修正のうえ決定）
- 2月5日 教育委員会議（計画案を一部修正議決）
- 3月1日 市会に計画案を提出
- 3月29日 市会で議決

② 次期計画の策定スケジュールにおいて配慮すべきこと

28年7月策定予定の市政改革プランを踏まえ、協議内容を29年度予算に反映できるようなスケジュールの策定

(3) 計画の施行期間

○現行計画は25年度～27年度

○次期計画の策定までの間、現行計画に必要な修正を加えた上で、延長（事務局提案）
（参考）大阪府 教育振興基本計画 10年（25～34年度）

別途、29年度までの5年間で取り組む具体的な施策をまとめた
「事業計画」を策定

(4) 主な検討事項（事務局提案）

○現行計画から引き続き重点的に取り組むことが想定される施策例

・英語イノベーション事業、学校教育 ICT 活用事業

○次期計画において取り組むことが想定される施策例

・大阪市小学校学力経年調査、幼児教育の充実、学校適正配置、人材育成（給与制度改革等）、公設民営の手法による国際バカロレア認定コースを持つ中高一貫校の開設

【参考】現行計画の構成

第1編 大阪市の教育改革

第1章 計画の位置付け

第1 これまでの教育行政

第2 改革の必要性

第3 改革の推進

第2章 教育改革の推進

第1 基本的な目標 →教育行政基本条例第4条第4項の「基本的な目標」

第2 改革の方向性

第3 改革に向けた施策の内容 } →同条項の「施策の大綱」

第3章 計画の推進 →同条項の「施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」

第2編 今後3年間で取り組む施策 →同条項の「施策の大綱」

第1章 施策の体系

第2章 施策の内容

関係法令等（抜粋）

（参考）

○本市の教育振興基本計画

<大阪市教育行政基本条例（平成24年条例第75号）>

【策定義務】

・本市は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めなければならない。（第3条）

【策定手続】

・市長は、教育委員会と協議して、教育振興基本計画の案を作成するものとする。（第4条）

・市長及び教育委員会は、教育振興基本計画の案を作成するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

（第4条第5項）

【計画に掲げるべき項目】（第4条第4項）

(1) 本市における教育の振興のための基本的な目標及び施策の大綱

(2) 本市における教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項